

平成21年 6月17日

平成21年 6月17日

標 茶 町 議 会
議案第41号審査特別委員会記録

於 標茶町役場 議場

議案第41号審査特別委員会記録目次

第1号（6月17日）	
開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第41号 平成21年度標茶町一般会計補正予算	5
総括質疑	
川村多美男君	13
深見迪君	16
舘田賢治君	19
平川昌昭君	25
閉会の宣告	31

議案第41号審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成21年6月17日（水曜日） 午前10時00分 開会

付議事件

議案第41号 平成21年度標茶町一般会計補正予算

○出席委員（15名）

委員長	越善徹君	副委員長	末柄薫君
委員	田中進君	委員	黒沼俊幸君
〃	伊藤淳一君	〃	菊地誠道君
〃	後藤勲君	〃	林博君
〃	小野寺典男君	〃	舘田賢治君
〃	深見迪君	〃	田中敏文君
〃	川村多美男君	〃	小林浩君
〃	平川昌昭君		

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 鈴木裕美君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君
税務課長	高橋則義君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	表武之君

議案第41号審査特別委員会記録

病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教 育 長	吉原平君
教委管理課長	島田哲男君
指導室長	川嶋和久君
社会教育課長	中居茂君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	服部重典君

(議長 鈴木裕美君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(鈴木裕美君) ただいまから議案第41号審査特別委員会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎委員長の互選

○議長(鈴木裕美君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員15名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

平川君。

○委員(平川昌昭君) 委員長の互選につきましては、指名推選とし、私から指名することでお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま平川委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、平川委員からの指名推選に決定いたしました。

平川委員。

○委員(平川昌昭君) 委員長には、越善委員を推薦いたしたいと思っておりますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま平川委員から、委員長に越善委員の指名がありました。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には越善委員が当選されました。
休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分

(委員長 越善 徹君委員長席に着く)

○委員長(越善 徹君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長(越善 徹君) 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

平川君。

○委員(平川昌昭君) 副委員長の互選につきましては指名推選とし、私からの指名することでお取り計らい願います。

○委員長(越善 徹君) ただいま平川委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(越善 徹君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、平川委員からの指名推選に決定いたしました。

平川君。

○委員(平川昌昭君) 副委員長には、末柄委員を推薦いたしたいと思いますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長(越善 徹君) ただいま平川委員から、副委員長に末柄委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(越善 徹君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には末柄委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時05分

○委員長(越善 徹君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第41号

○委員長（越善 徹君） 委員会に付託を受けました議案第41号を議題といたします。

本案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、本案の歳入歳出予算の補正は歳入と歳出に分け、歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第41号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

第1款議会費について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） それでは、第2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員（深見 迪君） 14ページの児童福祉総務費の学童保育所運営委託料についてですが、人数が増えたということで1名の増員ということなのですが、これは学童に通う子供が大幅に増えたということなのでしょうけれども、どの程度増えたのか。そして、そのことによって運営上どういう問題点が出て、問題点が出てこなかったのかどうか。そういうことと、それから課題について何か出てきたかどうかということちょっと伺いたいというふうに思います。

○委員長（越善 徹君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 学童保育の関係でございますが、4月1日現在の5つの地区で行っております学童保育で標茶の市街地におきましては4月1日現在64名ということで、昨年同期が35名ということで30名ほど増えております。それから、虹別地区が昨年20人以下の19人であったものが本年4月1日には26人ということで20人以上ということで、他の3地区についてはほぼ前年同数ということになっております。今回補正を上げましたのは、標茶地区と虹別地区の2カ所についての委託料ということでございます。

問題点につきましては、実は現在国の補助、それから道の補助がございますが、基本的に70名を超えますと国の補助が打ち切られる。2つに分けなさいというのが現在の指導であります。70名を超える近くになったということで、年度末におきまして委託をしております父母会のほうと協議をさせていただき、2つに分けるか現在のところでやるかということで協議した結果、現在のところで指導員を増やせば何とかできるということでございましたので、このようになったということでご理解をいただきたいと思っております。

課題につきましては、今後国のそういう考え、補助に対する考え方もございますので、70名を超えるというような状態になった場合については、補助の基準でございまして70名以下で行えるようなことが必要になってくる。もしくは、父母会のほうとの話し合いにもよります

が、場所の確保等々も含めて、人数が多くなった場合にはそういう課題が残るということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 2つ目なのですが、同じく14ページの消費生活のほうなのですが、ちょっとしっかり聞き取れなかったのですが、被害防止グッズの購入ということでご説明あったかと思いますが、それはどういうもので、どの場面でどのように活用されるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

この制度につきましては、地方消費者行政活性化基金を活用しての事業となっておりますが、そのお尋ねの部分は事業費の消耗品と印刷製本費だと思いますが、振り込め詐偽等の防止策ということで、今想定していますのは住民啓発用のティッシュペーパーに啓発資材としてつくるということ。それから、もう一つは、印刷製本費ではそれぞれ防止を呼びかけるのほりもしくはステッカー等の印刷を今のところ想定しているところでございます。

○委員長（越善 徹君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

田中進君。

○委員（田中 進君） 15ページの広域救急医療、いよいよドクターヘリが始まりますから、ちょっと聞いておきたいのですけれども、これは負担割合でいえば町村各自それぞれ負担割合が出てきてやると思うのですが、これは釧路管内、根室管内の各町村のみの負担割合に今のところなっていますか。

○委員長（越善 徹君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） ドクターヘリにかかわる負担金の内訳でございまして、基本的にドクターヘリにつきましては運航等に要する経費につきましては、国及び道の補助金で賄うというのが原則になっております。かつ同乗する医師、看護師につきましても一定の補助、3分の2につきましては国、道からの補助がございまして、残りの分がそれぞれ広域で運航する市町村等で負担することになっております。

それで、今回は10月からの運航ということで負担割合を町村の均等割、人口による割合、それから距離による割合等々含めて、釧路、根室管内の町村で負担することになっておりますが、ただ今回市町村が負担する負担額のうち半額につきましては釧路市が負担するというので、残りを根室管内、それから釧路管内の町村で負担するというので、今年度につきましてはこういう負担割合ということで負担することにしております。

○委員長（越善 徹君） 田中進君。

○委員（田中 進君） 今年は、年度が途中なのであれなのですけれども、とりあえず総額

が幾らで各町村で割り当て、釧路市が半分ということになれば、その半分をとりあえず距離だとかいろんなことの想定がありながらもなってくるのだと思いますけれども、本格的な通年運用になれば標茶は、例えば総額のうちのどのぐらいの負担割合になるのか、その辺はわかりますでしょうか。

○委員長（越善 徹君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） お答えいたします。

50%につきましては、釧路市が持つということですのでずっと話詰めております。釧路、根室管内の町村の残り50%のうち、標茶町の場合ですと4.2%程度。ご指摘のように、本年度は10月1日からの運航ということですので、来年度につきましては負担総額が若干増えるということもございます。ただ、割合としては4.2%程度ということで、一応この割合につきましては、出動件数に応じて本来であれば負担割合を決める部分もございますが、ただ初めての運航ということで、現在救急車の2次医療圏における2次指定の病院に運んでいる件数をもとにしてやっているものですから、今後出動件数、実際に運航した場合については、その件数に応じてその部分は負担割合が変わってくるということになりますので、その見直しの後には若干負担割合が変わってくるということでございます。

○委員長（越善 徹君） 田中進君。

○委員（田中 進君） 本来総括でやるべきなのでしょうけれども、総括に回らない予定でおりますので、最後聞いておきますけれども、10月ですから受け入れ等々で、例えば今標茶町にはヘリポート1つありますよね。それを活用するのか、その辺の打ち合わせはきちっと決めながらやっているのか、お知らせをいただきたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） ドクターヘリの運航につきましては、救急救命センターを設置している病院があるところということで、釧路市立病院が救急救命センターを持っておりますので、そこを発着する形で運航するということが決まっております。

それから、離着陸場の関係でございますが、これにつきましては現在防災センターのところにヘリポートございますが、ただそこに町内で発生した場合、搬送するのに時間かかります。そういうことでは、患者が発生したところの一番近いところで離発着ができるようにということで、現在町村を通じまして臨時のヘリポートがどの程度使えるのかということで調査を行っております。この中には、本町では現在27カ所を臨時のヘリポートとして使える場所ということで提示しまして、運航会社のほうを含めて現在実際に使えるかどうかということ調査している最中です。これにつきましては、今月の末に開催されます運航調整委員会が正式に発足しますので、その中で決定されるということになってくると思います。ただ、今までの中では、例えば国道で交通事故等で負傷者が多数出た場合等々につきましては、場所によっては緊急の場合、警察との連携も図りながら国道を封鎖して道路に離発着するというようなこともあり得るということでは聞いております。そういう面では、患者の発生した場所に近いところの臨時のヘリポートを使って搬送するということでの体制をとるという

ことで今のところ進んでおります。

○委員長（越善 徹君） ほかにご質疑ございませんか。

川村君。

○委員（川村多美男君） 15ページ、5目の霊園整備工事請負費、これは説明では標茶の旧墓地、塘路墓地と説明ありましたが、工事内容と時期について伺いたと思います。

○委員長（越善 徹君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 霊園の工事費でございますが、2カ所予定しておりまして、標茶の霊園のうち旧墓地の部分と、それから塘路の墓地の部分でございます。旧墓地の部分では、幅員が2.5メートル程度の延長160メートル程度を路盤の入れかえをしてアスファルトの安定処理をしたいということで今考えております。ただ、財源につきましては、昨日全員協議会でもお話ししました21年度の交付金を予定しておりますので、それが決定次第ということになるというふうに考えております。

それから、塘路のほうにつきましては、町道から霊園に入るところの取りつけ道路のところの補修ということでございますので、これについては予算が決まり次第早急に対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（越善 徹君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 14ページに戻るわけですが、4款の衛生のところですが、新型インフルエンザ対応の予算が計上されていまして、マスクや消毒用エタノールのお話が説明されました。この量と申しますか、どういうところにこれが配置されるのかということと、それからこの期間ですよね。今新型インフルエンザが非常に問題になっているわけですが、日常の保健衛生に関してもこういうことを続けるというふうに考えているのかどうかということについてもお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） インフルエンザ対策で計上しましたマスクと消毒用のエタノールでございますが、今回計上したのは住民課健康推進係のほうで一括管理をしながら、特にエタノールにつきましては町の保育所等々の消毒用に回すということで考えております。

それから、日常的な部分でございますが、新聞等でも、それから国のほうでも言っておりますけれども、秋に向けての、また増えるということもございまして、今回のインフルエンザがおさまると申しますか、3年程度とは言われていますけれども、その期間こういう手洗い等々の日常のものについては当分その期間続けるということになろうかというふうには考えております。ただ、日常、例えば手を洗うですとかなんとかというのは普通のふだんの行為ですので、ただ洗い方をもう少しきちっとするといえますか、手首まで洗うというようなことが指摘されていますので、そういうことについては今後とも啓蒙してまいりたいというふうには考えております。

○委員長（越善 徹君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(越善 徹君) なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員(平川昌昭君) 農業振興費で説明を受けましたけれども、今回農業振興地域整備の計画見直し事業で予算を立てておりまして、その説明を受けましたが、この振興計画の見直しはどこの地域を対象にして今回緊急対策の中で見られたのかなということをお聞きしたいと思います。

○委員長(越善 徹君) 農林課長、牛崎君。

○農林課長(牛崎康人君) お答えいたします。

今回91万3,000円計上している部分につきましては、標茶町全域の農振計画の見直しという部分で、実際に現地を回ってもらって臨時雇用ということで考えております。

○委員長(越善 徹君) 平川君。

○委員(平川昌昭君) この人数でどの程度、全町を見直していくという。例えば日程的にどのような日程を組まれているのかなということ。

○委員長(越善 徹君) 農林課長、牛崎君。

○農林課長(牛崎康人君) 雇用は2名を予定しておりまして、計画では8月から3カ月ということで考えております。パソコンの航空写真をもとにしまして、実際になかなかふだん職員が回り切れない部分の現況等を確認してもらうという作業が中心になるかというふうに考えております。

○委員長(越善 徹君) ほかにご質疑ございませんか。

小野寺君。

○委員(小野寺典男君) 今の農振の見直しなのですが、航空写真で現地調査するというので、それは受益者からも今まで農振の見直しについてかなりいろんな意見があったと思うのですが、実際、例えば防風林対策だとか、あるいは環境問題に対応するための農振の見直しというのも含めて、それは行政側からだけの調査、調整でなくて、受益者側からの部分も含めて今後対応していくというふうに理解してよろしいですか。

○委員長(越善 徹君) 農林課長、牛崎君。

○農林課長(牛崎康人君) 農振の計画は、標茶町として将来にわたって農地として活用する部分について網かけをするということが基本になっております。ですから、農業者の意見というのは聞かなければならない部分はあるのですが、個々の利害関係についてはガイドラインの中でも立ち入るべきではないというような考え方が示されておりまして、その意見聴取の方法等についてはまだ決定しておりません。それから、町として整備計画の変更案が決まった場合、公告縦覧いたしまして、そこに対して意見をもらう。そういう形をとるのが基本になってくるかというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（越善 徹君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） なければ、7款商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

川村君。

○委員（川村多美男君） 2目の19節ですね、チャレンジショップ支援事業補助金250万円が計上されておりますけれども、内容については当然交付金ということであると思うのですが、今まで新規の企業というか、事業者に対して1件当たり50万円だったと思いますが、それでよろしかったでしょうか。55万でしたか。内容を伺いたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

今般の補正額につきましては、当初330万円の予算を持ってスタートしたわけですが、今年度に入りまして2件の申請がありまして、それぞれ約250万がありましたので、今後また新たな申請があるというふうに伺っておりますので、それに対応すべく今回支出した分を今回の補正予算で計上したところでございます。

それから、以前ご説明をさせていただきましたが、20年度まで、2年間につきましては当初55万が上限ということで行ってきたところであります。ただ、21年から振興条例の見直しに合わせましてGOGOチャレンジショップの制度についても改めさせていただきました。その中では、687万5,000円の投資対象額未満の場合は50%以内55万を上限としております。687万5,000円以上の対象経費の場合は、8%以内で1,000万円を上限にしているというような制度内容になってございます。

○委員長（越善 徹君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） ちょっと数字確認をしておきたいのですが、ここに出てくる財源内訳なのですが、地方債、これはいわゆる土木債、これ1,350万というのは防雪柵の1,000万と、それからふ化場の350万かと思うのですが、そういう考え方というか、そのお金だというふうに理解してよろしいですか。

それと、この国、道の支出金の1,150万なのですが、防雪柵の補助金だと思うのですが、補助金というか交付金だと思うのですが、たしか防雪柵であれば6割ぐらいの補助かなと思っていたのですが、その辺はいかがなんでしょうか、お聞きしたいなと思います。

○委員長（越善 徹君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

地方債の部分につきましては、ご指摘のとおり虹別斜線の防雪柵とふ化場線に関しまして

過疎債で対応ということでございます。それぞれふ化場線につきましては当初予算でいただいております、その中で今般交付率の変更が伴いまして、0.05%下がったということで350万円が起債のほうに回して今般計上されております。虹別斜線防雪柵につきましては1,000万円ということで起債計上、これも過疎でございまして、過疎の充当率の関係が以前の95から100で計上されているという状態が変わっているようでございますが、委員おっしゃるとおり2件の調整かけた、それぞれの起債となっております。

それから、補助のほうでございまして、交付率ですね、防雪柵の交付率ですが、これも委員ご指摘のとおり、交付率は60%になってございます。これにつきましては、起債のほうと同様、ふ化場線の350万と同じ、新たに創設されました交付金事業に採択されておまして、以前までは積寒補助と言われております補助金でいただいております。これが今年度から新しい地域創造交付金のほうで採択されまして、ふ化場線と同様な交付金でございまして、補助率はこちらのほうは0.6、60%でございまして、これを当初予算計上されておりましたふ化場線の部分、350万円の減額の部分と調整をかけまして、いわゆる今回の2,500万、防雪柵、掛ける60%の額1,500万ですか、それから350万を引いた額が今回の補正額となっております。

○委員長（越善 徹君） 館田君。

○委員（館田賢治君） よく何か理解できなかったのですけれども、単純に私この数字を見ましたら、国、道の支出金が1,150万ですから、いわゆる地方債で1,350万、2,500万は頭は合っておりますけれども、ここに仮に0.6の補助がもらうとすれば1,500万、もらわないとすれば350万は一般財源か何かで発生するのが筋なのかなと。いわゆるふ化場を外せば350万というのは自己負担というか、防雪柵では出てくるのかなと思った。それで、これを見ると地方債のほう、まだ行っていませんけれども、地方債のほうでは防雪柵のほうで1,000万、そしてふ化場で350万となっておりますから、それから計算するとこの数字がどうなのかなと。もう一回、ちょっとその辺わかりやすく説明願えますか。

○委員長（越善 徹君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） 話はちょっと重複するかもしれませんが、再度ご説明をさせていただきますと思います。委員ご指摘のとおり、虹別斜線の防雪柵については2,500万の事業に対して60%ですので、補助金は1,500万というふうになります。そして、ふ化場線の補助率が70%から65%に下がったということで、その分の誤差が350万ありまして、交付金の額でいきますと、その差し引きで1,150万とあります。それで、350万につきましては、本来当初ふ化場線をやった段階でも、もしこれが当初から65%であれば、過疎債でその分も見込んでいたということでありまして、その分が起債のほうでふえている。そして、交付金の中ではそれを相殺させていただいているということでございますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（越善 徹君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） なければ、10款教育費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） なければ、14款職員費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、10款地方交付税から21款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 歳入の10ページに補助の関係で今回緊急雇用の創出推進事業、総体で600万ということで計上ですが、この全体的なメニューの選択という場合につきましては、農業、林業、社会教育ということで補助金の算出ですが、これについての、いわゆるどういう内容で予算化されてきたのかなということだけお伺いしておきたい。

○委員長（越善 徹君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

緊急雇用の対策でありますけれども、2本になっておりまして、ふるさと雇用再生特別交付金というものと緊急雇用創出事業というものであります。ふるさと雇用再生特別交付金につきましては、通年雇用で3年間ということになります。それから、緊急雇用創出事業につきましては6カ月未満という部分でありまして、これに対応する期間の中で事業を完遂できるというものを各課で検討を開始いたしまして、その中でこれに記載していない本数も含めまして申請を上げましたところ、本町では釧路、根室管内で町村では最多となります5事業が採択されたということでございますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（越善 徹君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） なければ、第2条、債務負担行為の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） なければ、以上で逐条質疑は終了いたしました。
休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

○委員長（越善 徹君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

これより本案の総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

川村委員。

○委員（川村多美男君）（発言席） せっかくの機会でございますので、確認の意味で2点ほどお伺いをしたいと思います。

初めに、火葬場のことなのでございますが、つい最近町民のある婦人の方から標茶の火葬場は汚い、暗い、和室も気持ち悪い、私はここの火葬場で焼かれない。ほかのところで焼かれないけれども、それはできるのかいと聞かれました。私は、標茶以外でと言われても、ほかの自治体で受け入れてくれるかどうかわかりませんと答えたわけですが、町民が亡くなったときにその町民が標茶の火葬場で焼かれるのは嫌だということで、他の自治体に自分で、死んでいるから電話できないと思いますけれども、家族等が電話をして火葬はできるのかどうか、まず伺いたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 火葬の許可につきましては、法律に基づいて市町村長の権限になっております。火葬する場所につきましては、ご家族等の方が火葬する市町村に届け出すことになっておりますので、標茶町民が必ずしも標茶町の火葬場を利用しなければならないということではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 川村委員。

○委員（川村多美男君） その標茶の町民、ご婦人の方なのでございますけれども、私は標茶の火葬場はそんなに気持ち悪いですかと聞くと、お父さんもお世話になったが、嫌だ、嫌だと首を振り、繰り返しているばかりなのでありまして、本町の火葬場は、聞くところによりますと、もう築33年くらいが経過しているということで、確かに老朽化も否めないと考えておりますが、特に冬期間は火葬炉に入れる場所ですね、外の戸が1枚であるということで、ちょっとあいているとすき間風が入ってきて、大変遺族の方も寒い思いをします。葬送で私も何回か行っておりますので、そういう状況かなと思います。

それで、第5次3カ年実施計画ですか、その中で21年度から23年度の中にも火葬場の補修ということで計画されておりますし、また地域活性化経済対策実施計画ですか、その中でも8番目に火葬場改修事業として暮らしと一体の吊い及び大型化する棺への対応を図るため、火葬場ボイラー及び炉、内装改修に要する費用として4,000万円を計画されております。そういうことで、この婦人の町民も気持ち悪いというふうに言っておりますので、どの程度の改修を予定しているのかわかりませんが、見た目にはやっぱり町民、町内、町外の方もそういうときには参集して利用するというところまででございますので、だれが見ても、ああ、きれいだなというふうに改修していただきたいなと思いますけれども、その点は内装の部分についてはいかがかと考えているか聞きたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） ご指摘のありました火葬場につきましては築30年以上たっていて、大変古くなっていることも事実でございます。今回地域活性化経済危機対策の中で火葬場の改修を挙げておりますけれども、1つは以前にもご指摘をいただきました棺が大型化しているというようなことで、炉の改修をメインに今回は考えているところでございます。ただ、今ご指摘ありました、実際冠婚葬祭につきましては、建設当時とまた非常にやり方も少しずつ変わってきているというようなこともございまして、今ご指摘の点含めて予算がついた段階で内装等も含めて予算の範囲内でなるべくそういうことにも対応できるようなことを含めて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（越善 徹君） 川村委員。

○委員（川村多美男君） 私個人的な要望なのですが、火葬炉の外側の戸が1枚ということございまして、できればフード的なガラス戸でもいいですから設置していただければ、保温にもなるし、直接そこを閉めてしまえば風も入ってこないの、その辺もあわせて検討いただければありがたいと思っております。

次に、これは6月2日の釧新に載っていましたが報道によることで知ったわけでございますけれども、道が子育てしやすい環境づくりの一環として各支庁に導入を進めているということで、どさんこ・子育て特典制度を釧路市は7月中旬に導入することを決めたという報道でございました。釧路管内では、弟子屈町を含めて釧路市と1市1町ですか、今実施に取り組んでいるということでございますが、本町といたしましては道のほうからそのような説明や打診がこれまであったのか。また、どのような対応をされてこられたのか、まず伺っておきたいと思っております。

○委員長（越善 徹君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） どさんこ・子育て特典制度につきましては、19年の11月に釧路保健所管内の少子化対策協議会の中で現在のどさんこ・子育て特典制度を創設したいということで道のほうから説明を受けました。このときは、中間報告という形で話をいただきまして、その会議の席上において制度の説明を受け、その制度自体に対する市町村のそれぞれの考え方等もその場で述べてきたところであります。この制度そのものにつきましては、昨年の6月から実施をされておまして、内容といたしましては、いわゆる地域で子育てを支援する基盤づくりを進めるということでございまして、基本的には平成16年の10月に道が制定しました北海道子どもの未来づくり条例に基づいた施策の一つということでございます。今回釧路市で実施するということは新聞報道で私どもも伺っておまして、その後昨年の5月の保健、福祉、医療の担当の課長会議、それから本年度の担当課長会議の中でも市町村として進めていってほしいということにつきましては説明を受けているところでございます。

○委員長（越善 徹君） 川村委員。

○委員（川村多美男君） 今課長が述べられたように、これまで説明も道からあって、参加をしているということでございまして、対象は小学6年生までの子供を持つ世帯が対象であ

りまして、道が発行する認証カードを提示すると、割引やプレミアム、特典ですね、などを受けられるというものでございまして、特に釧路市は夏休みに入る前に各世帯に周知徹底、子の持つ家庭に周知徹底しながら、夏休みに大いに活用していただくという取り組みが今進んでいるようでございます。

問題の点は、本町も商工会の窓口といいますか、協力をいただきながら、いろんな観光施設、それから食材供給施設等、虹別のオートキャンプ場も含めまして、憩の家だとか、いろいろ観光的なスポットもありますし、町内にもいろんな業種のお店もあるわけですが、要するにこの制度はお店が道の制度に賛同していただかなければ前に進まないという部分がありますので、大変町の住民課、また企画財政課あたりは苦慮しているのではないかなというところございまして、私個人としては、できればこの制度は今年度限りでなくて、ずっと続いていくようなことも聞いておりますので、今年の取り組み、特に夏休みには間に合わないと思いますけれども、次年度に向けても、できれば企画財政課、また住民課挙げて、できるだけ子育ての一環として導入を図っていくべきでないかと思いますが、その辺の点についてお聞きしておきたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） どんさんこ・子育て特典制度につきましては、いわゆる小学校6年生未満の子供がいる世帯に道が発行する認証カードを配付して、それによって、いわゆる協賛していただける商店、それから施設等の割引等々で特典を与えて地域で子育てを支援していくということが一つの目的でございます。今いろいろと、釧路市の場合は夏休みに向けてということでございますが、当時私ども会議に行って説明を受けた段階で、1つは基本は市町村単位で行う。商店、いわゆる小売店等については、市町村単位で行うというのが原則となっております。ただ、全道的に、いわゆる施設と遊園地、動物園等々で全道的な施設につきましては道が募集をかけるということでありました。特に市町村単位で、いわゆる小売店、それから飲食店での割引を行うということにつきましては、その市町村に利用が限定されるのかということでの質問をいたしましたら、基本的にはそうですけれども、協賛する店によりましてはカードを提示すれば特典を与えるということでございました。そういう面では、私ども確かに子育てを地域で支援していくということでは非常に大事なことだというふうには認識しておりますけれども、ただ町内の小売店等に対する、いわゆる購買力の流出ということにもなりかねないということもございまして、大変現在のところ苦慮しているところでございます。これにつきましては、私ども考えておりますのは、標茶町の場合ですと子供には限定しておりませんが、いわゆる小売店等ではどんぐりスタンプ等を行っておりますし、また町と農協で子育て支援ということで応援チケット等も独自にやっております。そういうことを含めて、トータル的に標茶町としての子育て支援をしていくということに関しましては、本年度子育て支援の行動計画をつくる年になっておりますので、そういうところでの保護者、それから関係業者等々のご意見もいただきながら対応を考えるということで今のところ考えております。

○委員長（越善 徹君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） 商工業関係ということでお答えしたいと思います。この制度は道が旗振りをして、市町村、商工団体、企業との理解を得ながら進めていくということで始められたものでありますけれども、先ほど住民課長が説明ありましたように、平成19年11月の会議のときに商工担当ということで、その会議に関係団体ということで参画をしているところがございますが、その会議の席上、子育てという部分の一方で、あと商工業関係者のほうからは顧客の流出と申しますか、そういう部分の懸念が話された経過等もございます。それから、今回弟子屈町が進めているという部分では、これはその後商工業関係の部分には全く話は来ておりませんでした。道が直接観光地に出向いて一本釣りの形で進めてきたというのが経過でありまして、制度推進の部分では私どもとしてはちょっと疑問な部分がございます。ただ、弟子屈町としましては、その中で商工業関係者も含めて説明があって、賛同を得てやってきたということがありますので、ですから商工行政の立場から申し上げますと、見方によっては消費の流出ということにもつながるといふ要因とも言えますし、またもう一つは逆に顧客の呼び水となることも考えられるかもしれません。ただ、いずれにしましても各事業者の皆さんがそれに賛同していただけるかどうかということでもありますので、そういうようなプロセスを踏みながら進めていくのが一番よからうかな、というふうに思っています。ただ、これは全道どこも押しなべて進めていくという基本姿勢がやはり道のほうでも示していただけないかなというふうには思っているところでございます。

○委員（川村多美男君） 終わります。

○委員長（越善 徹君） ほかにご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員（深見 迪君） （発言席） 保健衛生に関して1つだけ質問したいと思います。

新型インフルエンザについては一般質問がありましたので、重複を避けて1点だけ、少し触れて質問したいのですが、私が取り上げたいのは町の公営施設のトイレの設備についてであります。利用者の意見とか要望もありまして、市街地の施設について調べてみたのですが、手を洗った後の設備がさまざまでした。ういず、病院、ふれあいセンターは手のジェット式乾燥機、さすがに保健衛生に深くかかわりある施設はしっかりしていました。病院はペーパータオルとジェット乾燥機の2つが設置されていましたし、ふれあいセンターは石けん、流水、ジェット式乾燥機が手洗い場に直接設置されている最新式のものであります。図書館やこの役場本庁舎も手のジェット式乾燥機になっています。しかし、その他の、例えば開発センター、公民館、分館、勤労者会館などは、これはタオルがぶら下がっているのです。管理人の方が多分毎日一生懸命取りかえていると思うのですけれども、新型インフルエンザの対応として予算計上もしたぐらいですから、不特定多数の人たちが利用する設備としては、さまざまな感染症のことを考えれば、公共施設としては適当ではないのではないかなというふうに考えるわけです。そこで、こういう施設にも本庁舎にもあるような手のジェット式乾燥機等を設

置ることが望ましいのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○委員長（越善 徹君） 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長（中居 茂君） 私ども公民館だとか開発センター、そういった部分を所管しているのですけれども、余り今までそういうようなことでの、いわゆるジェット式の乾燥機の設置ということで要望を受けたこともございませんので、正直言って今までそういった検討をしてきていないというのが実情であります。

○委員長（越善 徹君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 施設全般についてのかかわる問題だと思いますので、私のほうから説明をさせていただきたいと思いますが、基本的には個々の方のトイレの後についてのあり方については、本来的には、これは子供のころからそれぞれの立場で指導なりなんなりされてきたことがあろうかと思えます。私もいつの時点からそういった公衆トイレに、逆に言うと施設側の感情の問題としてそういうものを整備しなければならないかという常識になったかは、私もちょっと定かではないのですけれども、基本的には個々人できちんと手洗いをしていただいて、ハンカチ等でふいていただくのが一番。これは、なぜかという、個々人の防衛上も本来的にはそうあるべきではないかなというのが1つあります。もう一点は、特に今指摘されていますように、病気の発生等においてどうするかという問題ではないかなと思えますけれども、原則は個々人できちんと手洗い、その後の始末をしてもらうという問題ですけれども、いわゆる病気の蔓延、おそれ等々がある特殊な限定要因があるとするれば、その際には何らかの手だてをしなければならない。どっちかという、ジェット式の部分でいいますと、かなり飛散をするということも含めて考えますと、果たしていかなものかということ、もう一つは今庁内というか組織内で検討しておりますけれども、ジェット式の部分についていいますと大変な電気を消費するという意味でいいますと、これもグリーン政策からすると反しているのではないかと組織内で今議論をしておるところでございまして、必要な部分があるとするれば、先ほども予算で措置しておりますけれども、アルコールでいわゆる消毒をするということも一つの方法かもしれない。ただ、その場合においてもハンカチ等でその後ふいていただくということの始末が必要かなと思えますけれども、そういったことを含めて考えていかなければならないことでないか。単純にジェット式の乾燥機でいいかどうかというのは、いろいろこれからも検証していかなければならないなというふうに考えております。

○委員長（越善 徹君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 1つは、今副町長がおっしゃったことなのですが、ジェット式は飛散するので、いかなものかというご答弁なのですけれども、これでは標茶町の公共施設の多数を占める公共施設で、これを設置しているわけですよね。しかも、先ほど私言いましたように、病院とかふれあいセンターとか、最も保健衛生を重視するような施設にこれは設置されていると。その辺では、そういう議論がなされているのかどうかということが1つ。

エコに反しているのではないかということなのですけれども、これは使えば使うほど、そ

のエコの問題といたしますか、これは起きてくるわけですね。私も今日使いましたけれども。その議論が熟したら、これは撤去するというようなことまで視野に入れて考えているのでしょうか。私は、もっと単純に考えて、簡単に考えて、多くの公共施設でそれを使っているということではないかなというふうに思っていたのですけれども、その点は今町が設備をしているという点では、何かすごく矛盾しているなということが1つです。

それから、もう一つは、タオル、管理人さんが一生懸命洗濯して、新しいタオルをかけていると思うのですけれども、それはどうなのですか、タオルということについては。

○委員長（越善 徹君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 先ほど申しましたように、基本的には手洗いの後の始末について言うと、個人の常識で始末をするということができた時代があったと思います。その後、公共施設という、いわゆる立場で、何らかの措置についての必要性があるということでタオルでスタートしたのではないかと思います。なおかつそのタオルが果たして衛生的であるかどうかという問題、これ交換をびっしりやればそれなりの効果はあると思いますけれども、そうでないとするような状況があるとすれば、ではどういう形がいいかというのでジェット式のもの、乾燥機が出てきたのではないかなというふうに思います。ただ、いずれのタオルも、ジェット式の乾燥機も含めてですけれども、これは時代の経過とともにそれなりの検証されたものが使われているかどうかという問題からすると、これまたいろんな議論の置き方があるのではないかと。別な意味で言いますと、手を通すことによって殺菌をするというものもないわけではありませんし、そういったことからするとジェット式乾燥機も時代の経過的なものではないかなと。これが100%すばらしいということにはなり切らないのでないか。そういう意味で、私先ほど言いましたように検証して、いわゆるできるだけ今日直面するいろんな問題について何が妥当であるかということについて考えて対応せざるを得ないという意味で、先ほどジェット乾燥機のあり方についても検討しているということでもあります。今すぐ撤去するかしないかというのは議論の結果でありますから、撤去しますとか、しませんとかということはここでは申し上げられません。そういったことを含めて考えていかなければならないのではないかとということです。

○委員長（越善 徹君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 最後確認ですが、私その問題について問題提起をしたわけで、そのことについては検証してみたいということなので、検討課題にさせていただけるということによろしいですね。

○委員長（越善 徹君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 実は、委員のほうから手洗い後のあり方について提起をしていただきました。いわゆるみんなでこの問題をどう考えていくかという意味では、委員からの提起については私どももよかったなと思っていますから、たまたま意見提案を聞く前に組織内でもそういう議論が起きていましたし、多くの町民の皆さんの場でインフルエンザの防ぐ問題含めて、この問題をどういうふうに考えていくべきかということで、これは役場の組織だ

けが検討するのではなくて、町民の多くの皆さんでこのことを考えるスタートになるという意味では、評価をしながら組織内での検討を重ねていきたいと思ひますし、それから町には各種委員会ありますから、関連の委員会等でもその辺についても真摯に意見を聞いていきたいなというふうに思っています。

○委員（深見 迪君） 終わります。

○委員長（越善 徹君） ほかにご質疑ございませんか。

館田委員。

○委員（館田賢治君） （発言席） 2点ほどお聞きをしておきたいと思ひます。

まず、1点目でございますけれども、これも関係者の方から私も言われていることでございますけれども、昨年9月にもお聞きをしております。農業振興地域の整備計画の見直しの件なのですが、その後どのようなことになってきたのか。まだ何も動いていないのか、その点も含めてお聞きをしておきたいと思ひます。

○委員長（越善 徹君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 前回の答弁後の動きということでお答えいたしたいと思ひます。

まず1点目は、先ほどもありましたけれども、緊急雇用対策に絡めて、この先臨時職員を雇って現地確認をしていくということでおスケジュールを組んでいる最中でございます。また、今回提案させてもらっている予算案の中で農振計画の管理システムを導入する予算がありまして、それを導入した後に本格的に作業に着手してまいりたいというふうに考えております。

前回のときには、その機種選定をしている最中でありました。その後、この間標茶に一番ふさわしいシステムというものを検討しまして決定して、予算計上に至っているという経過でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（越善 徹君） 館田委員。

○委員（館田賢治君） それでは、今スケジュール的にはこうやって動き始めたわけですが、スケジュール的にはどのような考え方を持って、この事業がいつ頃完了の目途を見るのか、その辺を含めて、この仕事の工程的なものをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○委員長（越善 徹君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

標茶の農業振興地域整備計画につきましては、策定から三、四十年の間、大きな見直しを行っておりません。その都度計画変更を行って、農振地域あるいは用途区分の変更を行っている現状にあります。この間、主要作物である牧草の収穫の作業形態も随分変わりました、機械の大型化に伴いまして、最近では狭い小さな農地等について非常に利用率が低くなってきているというようなこともあります。そういうことを踏まえて、非常に大きな課題が山積しているというふうに認識しております。近隣の町村に伺いますと、計画見直し着手してから完了まで2年ほどかかっている自治体もあります。ただ、本町の場合、この間なかなか事情があつて手をつけられなかった、近年においては作業の中心になるコンピューターのシス

テムをどうするかという部分で随分国の補助制度等も進化してまいりまして、どういった形でやるのが一番いいのかということで時間をかけてしまったということもありますので、工程的には具体的に今例えば2年でやるとか1年で終わらせるとか、そこまでは立てておりませんが、現場的には可及的速やかに着手後完了させたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 館田委員。

○委員（館田賢治君） 速やかにやっていただきたいのですが、中山間事業もありますし、その上に立って航空写真ももうできているわけですから、全体を押しえるということについては、今までのような苦労は余りしなくてもいいのかなと思うのですが、それでもやはりいろんな面でのハードルはあると思います。それは、そうやって進めていただきたいのですが、とりあえず住宅を建てたい人方の手続について、やはり時間をかけないで、できるだけ国道縁だとか、その辺のだれが見てもこれはこの農振から外さなければならぬと思うようなところは時間をかけないで、この事業が完了するまでの間、何とか速やかな対応をそういう人方に対してはやっていただきたいと思うのですが、その辺を含めてもう一度答弁をお願いいたします。

○委員長（越善 徹君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

計画変更につきましては、農地部分ですとか、あるいは宅地部分ですとか、そういった部分、部分の変更ではなくて、標茶町全体の計画変更ということでございますので、農地辺縁部の宅地に近いような部分だけを先に見直すとか、そういうことについては具体的手法としてはできないのではないかとこのように考えております。ただ、総体として早く見直しをしなければならぬという、そういう状況になっているということは十分認識しておりますので、全体の作業のスピーディー化ということを念頭に作業に当たりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 館田委員。

○委員（館田賢治君） 今の答弁でいいのですけれども、そういう人方が出てきたときに、特にスムーズな住宅をここに建てたいとかいう人方については、時間的な問題も含めて、できるだけスムーズな、法にのっとってスムーズな対応をしていただければなと、このように思います。

それでは、質問を建設の課長のほうかなと思うのですが、最近入札の関係も、いわゆる予定価格の公表というのがやはりこうやって出てきておりますけれども、これはこれで非常に効果を出しているのかなと思っています。それで、こういう事前公表を、予定価格をする、それから予定価格の事前公表をしない、こういう背景の中に、いわゆる指名競争入札だとか一般競争入札だとかとあるわけですが、こうやって事前公表をすることによる、やってきて今までのメリットというか、この効果というのはどの程度なのか。しなかった場合はどうなのか、それもあわせてお聞きをしておきたいなと思います。

○委員長（越善 徹君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

事前公表につきましては、それぞれ130万以上の入札にかかわりまして、それぞれの発注現課で判断した中で事前公表するもの、しないものという判断をしている状況でございます。現在スタートから年数たちまして、8割ほど事前公表されているものと把握しております。それぞれ効果という点でございますが、事前公表の最も私どもが期待していた部分、いわゆる受け手さん側、会社側からすると一番知りたい情報かと思えます。いろんな入札に絡んでの不正なことが起きまして、いわゆる官もかかわった不正な部分。そのときに一番キーとなるものが、いわゆる予定価格なのかなと思えます。その中で事前公表を実施することによって、積算に携わります技術サイド、それから我々も含めました関係者、それらについて予定価格の探りといいますか、情報といいますか、これはある程度の範囲をもって当然情報交換もありますので、範囲をもって考えなければならない。すべての応接者を拒絶するということにはまいりませんので、その中で少なくとも官がかかわった不正行為が起きない。起きることを防ぐ有効な手段だと思って現在も継続しております。大きな流れといたしましては、今事前公表をやめたほうがいいという議論も起きております。そういう意味を含めまして、継続して試行という形をとらせていただいております。本施行という状態には持っていけないと、しばらくまだ様子見なければならないという状況で考えております。

○委員長（越善 徹君） 館田委員。

○委員（館田賢治君） 本当に課長のそうやって答弁されたとおりにかなと。そういうことの中で、やはりその辺もいろいろ検討を重ねながら、よいなと思う方向に行ってもらいたいなと思えます。

それで、旧建設省の要請を受けて、いわゆる財団法人の日本建設情報センターが工事实績の情報を発注機関へ提供するということになっております。この発信する情報を、このデータベースを、コリンズの工事实績情報というシステムになっているわけですが、このコリンズの情報システムと、このコリンズの考え方と、この建設業法の中で位置づけられた件につきまして、いわゆる主任技術者を工事に張りつけなければならない。そうすると、私どもの業界ということになりますとなかなか、土木さんのほうや何かはかなり開発局中心にして古くからやっているわけですがけれども、最近になってきますと、厚岸のほうの話も聞きますと、かなりこのやつが徹底した、町とか行政挙げて徹底をしているということにもなってきたようですし、うちのほうも、何か聞くところによると徹底してきているようです。それで、いわゆるこのコリンズというものの考え方を、今行政としてどのような位置づけをとって、業界のほうへこの指導とこのものに対する考え方の確認をとっているのかお聞きをしておきたいと思えます。

○委員長（越善 徹君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） コリンズの歴史的な背景につきましては、今委員ご指摘の経過と私どもも認識しております。平成6年からの旧建設省時代から始まったシステムでござい

まして、工事の実績データを、情報をデータバンクに登録していくという大きなシステムでございます。当初平成6年の頃は5,000万円から登録スタートいたしまして、これが旧建設省で直轄事業において、試験的だと思うのですが、スタートいたしました。そこからスタートして2,500万、それから現在におきましては500万以上の工事、これにつきまして登録を義務づけるものを共通仕様書の中でお示ししているところでございます。これにつきまして、コリンズの利用の仕方と申しますか、まずは登録機関、財団法人ですけれども、そこにデータベースをどんどん、どんどん、全国からのデータを蓄積していったことによっていろんな活用ができるということを想定されているわけなのですけれども、利用の仕方といたしましては、まず発注機関であります私どものほうの利用の仕方の典型的な形といたしましては、指名業者の選定、手持ち工事確認、技術者の配置状況の確認というふうに、J A C I Cのほうの、いわゆるコリンズの財団法人のほうのホームページの中でも示されているとおりでございます。ただ、これが発足して以来の話なのですけれども、情報の提供については義務づけられておりますので、500万以上の工事については本町の仕事の中でも登録していただくようにしております。その利用の仕方につきましては、各自治体、発注機関の中で判断することになっておきまして、いわゆる料金を払って、この情報を入手するかどうかというものは、自治体、発注者側の権限でございます。

本町の状況で申します、本町だけではないのですが、町村レベルでこの経費をかけて情報を収集するというようなことは、町村レベルでは数多く行っているという情報は聞いておりません。本町においても情報は、パソコン上で見れる状況のシステムは、環境は持っておりません。本来の目的自体が、いろいろな利用の仕方があるかと思うのですけれども、今言いました発注機関側の利用の仕方がありますけれども、もう一つ大きな部分として登録することによって、大きな市とかでは、会社側さんのメリットとして、いわゆるこれだけの実績のある仕事をやったよという客観的な証明になるものが過去はなかったということで、ここに登録することによって、これからの登録事務、各発注機関に対しての登録するときに、うちはこれだけの仕事を今まで実績ありますよと客観的証明を利用できるというメリットがあるかと思っております。これが大きなコリンズの登録システムのメリットなのかなと思っております。

町村レベルでは、いわゆる年間の発注件数と勘案したときに、果たして料金を払ってこの情報を仕入れることが有効なのかどうかということになるかと思うのですけれども、私どもとしては、現課といたしましては現在の状況も踏まえまして情報を取り入れる価値はないということにはなりませんけれども、別な方法で入手できると考えておりますので、今環境整備しようとは思っておりません。ただ、会社さんのほうにお願いしているのですけれども、いわゆる厚岸町さんも厳格にというお話がありましたけれども、私どものほうで今年の建設会議の中でもお願いした部分というのは大きい案件が今年是用意されておりますので、いわゆるコリンズの登録システムの関係と、それから法的な要件であります技術者の配置の問題がございます。その中で、いわゆる専任制も含めましたことをお願いいたしました。いわゆる法的要件というのは、我々の手の中ではどうにもならないことでございますので、これは

しっかりと法に照らし合わせて、会社の中で受注する側の示された側できちっとしておいてくださいねという願いはしております。いわゆる土木工事一式でいきますと3,000万以上は、それから建築一式でいきますと4,500万、これが管理技術者の資格要件になりますし、そして専任制につきましては請負金額2,500万を超えますと技術者の専任制が出てきます。現場に配置される人間というのが現場代理人だったり、技術者ということになるのですけれども、これらにつきましてはこれからも法的な要件についてはきっちり守っていただきたいと。それから、契約上のいわゆる専任制の分野なんかという部分については、発注、現課並びに監督と十分に協議して、現場に問題が起きないような体制を組んでもらうことで、私どもが承認すればそれは可能ということでございます。

○委員長（越善 徹君） 館田委員。

○委員（館田賢治君） 質問しているほうがちょっと何だかわからなくなってきたのですが、端的に言って、平成13年に公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の施行というのがこの中に、いわゆるコリンズの市町村への情報提供をやって、もう既にこのころから設計の中にもコリンズの分を見たりして、それからコリンズの代金も高いものではなくて、何万かで検索できるよと、こういう話も聞いているのです。ただ、僕のここで心配しているのは、主任技術者が一つの工事にこのとおりで張りつけになっていったら、私の会社が3人しか主任技術者がいなかったら、3つ現場持たせたら4つ目の仕事はできないよということなものだから、こうなるとうちの町としての業界のほうのことを心配しながら聞いているのですが、これが法的に位置づけられてきていると言うものですから、この辺をしっかりと聞いておかなければいかんなど、こういうことなのです。この辺が、その町村、町村によって、町村は余りうるさくないところもあるし、うるさいところはうるさいよというやり方でやれるというのであれば一番いいのですけれども、話聞くところによると、やはり張りつけになったらきちっとそういうふうにしてやって、厚岸で聞いたのは手を挙げて、うちは主任技術者、これでいないので、おりましたという話もそうやって聞いたものだから、これはうちの町としても聞いておく必要があるなど、こういう思いで聞いたのですが、もう一度その辺はどうなのかお答えください。

○委員長（越善 徹君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

いわゆる主任技術者と現場代理人というのが現場始まりますと私どものほうに工事着工とともに示されます。それで、委員ご指摘の部分でございますが、まず専任制、その現場に専任でついてくださいねというのは2,500万以上の工事になります。それ以下につきましては専任制は伴いません。現場代理人と主任技術者の併任もありでございます。今具体的な事例で挙げていただきましたけれども、例えば次々と工事が出ると、1件目とったときに、では次の工事といった時にどういうふうになるのかなということでございますが、いわゆるその部分というのはあくまでも会社さん側が考えていくことになろうかと思っておりますけれども、ただその物の考え方なのですけれども、私どもとしては今工期がいつからいつまで始まりま

すといった時に一定程度、これは全国的な流れかと思えますけれども、最初のうちは非常に厳しい状況からスタートしておりましたが、工期から工期まで専任制とか、そういうことをうたわれておりましたが、まず2,500万以下については専任制ございませんので、どんどん柔軟的などいいますか、現実的になっておまして、いわゆる工事が進められることに対して問題が起きないような形が私は必要だと思っていますので、工事が本当に現場の中で動いているときに監督員と十分に打ち合わせができる状況が現場にいてほしいときで、今これだけ携帯電話等が発達していきますと、打ち合わせは何月何日何時ごろ現場に行くので、その時には居てねということも可能かと思っています。その部分は柔軟に考えております。これは、発注機関のほうの裁量でできますので、そういうふうに考えております。現実的に現場が問題起きないような形がいいのかなと。ただ、その期間も1人しか、例えば技術者を配置できなくて、またがって複数で仕事が次々出た時というのは、その工事、工事の状況、その工事の重要度。監督員がいかにかそれを判断するか。極端な話、専任制がなければ、ラップして工事を受け取っていても、現場的に問題が起きないような体制、例えばうちと水道課が別々に出しておいても、現場の中で監督員と技術者が十分打ち合わせできる体制ができれば、それは可能だと思っています。でも、これは問題があると、こういう意見のほうが必要な工事であるにもかかわらず、問題があるなという監督員なり発注機関側の話があった場合には、これらはやはり不可能な場合もあろうかと思えます。これらについては、やはり会社側もしっかり考えた上で受注するということが必要かと思っています。

○委員長（越善 徹君） 館田委員。

○委員（館田賢治君） それがもしも、会社側がそういうふうにしてくれればいいけれども、仮に後で役所のほうでわかったと。そうした場合は、工事どうなるのですか。

○委員長（越善 徹君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） まず、指名段階で一定程度、もうどの程度の規模のものなのかというのは既に公表されている状況でありますから、その時点で恐らくは心配がありましたら現実的にはご相談等があるのかなと思います。ですから、そのあたりはそういうふうに取り計らいたいと思っています。

○委員長（越善 徹君） 館田委員。

○委員（館田賢治君） 本当に建設業の方々も大変な時代に入ったと思うのですが、仕事がないで雇用しておかなければいかんと。これは、もう本当に大変だなと、こう思うのですが、何としても頑張ってもらわなければならないわけですから、我が町としても本当に仕事があるのであればあるように協力もしていきたいと思うわけですが、そういうふうにして一方、法が出てくるわけですから、その辺も何ら後指を指されないように、ひとつ私のほうからお願いもしておいて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○委員長（越善 徹君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

ほかにご質疑ございませんか。

平川委員。

○委員（平川昌昭君）（発言席） 2点ほどお伺いしたいと思います。

緊急雇用の創出推進事業を具体的にお聞きしたいと思いますが、なかなか景気が上向きにならないということは従来から言われておりますし、またセーフティーネット、民間事業についても厳しい時代を迎えて、これからもまだまだ見通しがきかないと。そういう中で、国のほうでも雇用対策等々を打ち出しておるところであります。今回は、緊急雇用創出推進事業という内容審議等々でお聞きいたしました。主に労働比率が高い、7割、8割ほどの事業かなと思いますし、5つの中で採用が3つになったということで、これは1つには道のほうの特例交付金を財源とした、いわゆる人事特例基金を造成したということで聞いておりますが、この基金の活用ということになりますと、北海道のほうで基金の造成ということで、町村単位でおきますとこの基金に対する負担といいたいまいしょうか、その対応というのはどのようになっていますか。

○委員長（越善 徹君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

緊急雇用創出推進事業の基金につきましては、90億2,000万円ということでございますけれども、町のほうでそれに対する負担という部分は発生してはございません。

○委員長（越善 徹君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） そういう意味では、これからもこの基金を増設して、事業がどんどん打ち出されてくるかなと。1つには、この緊急雇用の創出推進事業のあり方というのは、行政で取り上げて雇用体制をする、もしくは委託事業と、あとは道のほうで直接的にやると、こう3分野に分かれているかなと聞いておりました。主に本町の今回の補正では3年を目途としてやる部門と、もしくは数日、そしてまた1年とかいろいろ分けておりますが、例えば雇用の募集等々につきましては、どんな手法を用いて、その分野によって若干違うかなと思いますけれども、あくまでも本町の雇用体制でございますから、そういう意味では住民の方の失業者対策、そしていわゆるハローワークを通して職を求めている方々、そういった分野に募集をしていくのか。その辺のことについて、どうとらえているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

それぞれ各分野別に分かれておりますので、特別な技術がなければ一般公募という形をとるというふうに考えてございます。もう一つ、ふるさと雇用再生特別交付金の部分の障害者

スキルアップ事業につきましては、これは社会福祉協議会のほうに委託という形になりますけれども、これにつきましては生活指導、職業指導の補助といいますか、指導員でありますので、一定の知識、技能というのは必要になってくるかというふうには思っています。

○委員長（越善 徹君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） そういった中で、公募システムということになれば、多分賃金の基準額という見方というのは、例えば最低賃金というのはクリアされると思いますけれども、それと賃金の見方という算出につきましては、例えば先ほどの説明では何年かにわたって雇用する場合は町の、例えば非常勤、臨時職員に充ててやっていくのか。一般的な募集の場合の賃金体系というのは、何に準じていくのか。もしくは、その基準となる、いわゆる1日当たりの、1時間当たりの単価ですか、それについてはどういうふうな、従来もあったのですが、どんどん、どんどん時代が変わる中でそういった賃金の見方というのも見直されてきているのかなと、その1点について、またお聞きしたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

今回の緊急雇用創出事業の中での賃金の換算でございますけれども、これにつきましては町の臨時職員の単価を見込んでいるというところでございます。

○委員長（越善 徹君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 普通の公募の場合ですと、例えば一般作業員が幾らとか道の公共に携わる場合は単価的に設定されておりますが、公募の場合は臨職の人方と同じ見方の賃金というのは、例えば一般職とか技能職いろいろあるのですが、公表されている場合ですと、普通作業員ですと、既に道の労務単価というのは1万1,000円、軽作業員は8,300円と、これに準じております。例えば先般、新年から枝切り作業なんか携わった、そういう雇用対策、緊急雇用対策の中では9,000円から1万円台ということで説明されておりました。そういった面では、単価のあり方というのは民間に対する雇用の場と労務単価、これは道のほうに準じていくべきではないかなと思っていたのですが、その辺の基本的な考え方というのはいかがですか。

○委員長（越善 徹君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） 今回の部分につきましては、直接町のほうで雇用する部分がございますので、それにつきましては町での作業区分に合わせた形で進めておりますが、一般事務の部分でいきますと1日の単価が5,460円、それから軽作業の部分でいきますと1日6,000円という形で算定をしているところでございます。

○委員長（越善 徹君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） その趣旨は話の中ではわかるのですが、一般的な民間サイドではそれに準じて単価設定する中で、こういうまさに緊急の中で募集されて一定程度雇用していただく中で、長期的ということになれば、例えば臨職扱いというのが理解できるのですが、短期的に例えばやってもらう場合の単価って、まさしくこういうところにスライドしていくべ

きでないのかなと、そのことの基本的な考えを伺っておるわけですから。

○委員長（越善 徹君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをします。

臨時職員の単価については、ただいま委員のほうから道単価に倣うべきでないかというご指摘がありました。緊急雇用対策の制度においても道単価を使うようにという指導は全くございませんで、問題なのはどのような業務でどのような人数を、いわゆる雇用を確保するかというのが視点、論点でありまして、そちらのほうがどちらかということ道の審査上からも重要な事項であります。

もう一つ考えなければならないのは、ただいま指摘ありました部分の道単価にすべきでないかという部分でありますけれども、実はこれは大半が町の雇用ということでありまして、従来の町の単価を維持しなければ、同じ臨時職員間で格差を生じてしまうということと、全く同じとするとどれだけの財源が将来かかるかというのはちょっと見込めませんが、そういった問題もかかわってまいりますので、現状の臨時職員の方と単価が変わらない形で当面運用することが大事かなと思います。ただ、最低賃金等の状況を見ながら、この間改定をさせていただいておりますので、そういった事情の必要があれば、その時点でまた見直しすることはやぶさかではないかなというふうに考えております。

○委員長（越善 徹君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） あくまでも直接の雇用体制、行政が体制をつくるということですから、これは多分委託事業についてもそういうことになるのかなと。つまり委託した場合の賃金のあり方というの、そういうことに準じて指導ということもしていくのかなと。そういった面については、どのような考えでしたか。

○委員長（越善 徹君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 先ほど企画財政課長のほうから社協の事業についてもお話がありました。基本的には、委託であったり、あるいは社協のほうにその仕事をやっていただく場合でも、それぞれの委託先とか、あるいは取り組む事業体によってそれぞれの賃金単価がありますので、一定程度のお話は可能でありますけれども、こうせい、あせいということについては、それぞれの団体の事情がありますから、そのところに強制することは不可能だというふうに考えております。

○委員長（越善 徹君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 今後この緊急雇用、また昨日も説明受けた中で、ソフト的にはいろいろ出てくるかなと思いますが、一番住民の方々に懸念されているのは、そういった面と早くそういう募集体系の中でいつ、どのような形で出るか。一番興味持たれるのは、当然のごとく町の出される賃金単価というのは、どうしてもそういうふうに目に映るということから気にしているわけですから、そういった面なるべく近い線で今後賃金設定していただけたらと思います。それは、一つ今後の副町長おっしゃった検討ということでございますので、ご期待をしたいと思います。

それでは、農業振興についてお伺いをしますが、農地・水・環境保全向上対策ということで昨日もいろいろ説明を受けましたし、私この質問につきましては一般質問でやられたときにはまだ考えていないということで、その後標茶第1号ということで西部地区に立ち上げてきまして、先般その方々とお会いした中で大変ユニークな取り組みであるということでお伺いしました。もとより標茶町につきましては、中山間地区とスケールの大きな事業といいましょうか、国の事業、そして町の事業というのは大変大きく、3億9,000万の交付税措置されるという、この事業と比べますと、大変小さな中でも農村の景観、また水と環境ということをテーマにして取り組んでいるということでお聞きしました。今後その対策につきましては、昨日はちょっと聞き漏らしたのですが、今後の事業展開ということもあろうと思います。そういったことにつきましては、今後対策もしくは推進、促進ですか、そういった面についてはどのようにとらえているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 農地・水・環境保全向上対策事業の推進の方法というようなことでご質問いただきましたので、お答えいたしたいと思います。

この事業の今日までの経過につきましては、既にご案内のとおりでございます。中山間地域直接支払制度との事業メニューの重複があったりとか、あるいはヘクタール当たり単価が安いとか、そういった事情があって、全町的に声はかけてみたのですがけれども、最終的には農地防災事業の受益範囲であった地区の方々が協議会を設置して取り組んでいるということであります。その後、ほかの地区から同様に参加したいというような声は今のところまだ聞こえてきておりません。ただ、相談を受けたときには対応したいというふうに考えておりますが、対策期間が間近に迫ってきておりますので、また第2期があったとすれば、またその時には再度全町的に大きく声かけて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長（越善 徹君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 私も聞いた範囲でいろいろ懇談させていただいた中で大変ユニークだというのは、単に農家の方々のみならず、子供たちですとか、例えば直接農地に携わっていない、いわゆる勤めている方々、そういう方々が参加されているということ、コンパクトでそういう事業をこつこつやっているということは大変魅力を感じたというか、まさしくそれが地域参加型の農村景観づくりかなと思っておりました。ただ、教育関係の子供たちも参加されて、例えば川べりをきれいにしようとかという、そうやっておりました。学校関係ではそういうことの連携というのは、例えば西部地区についてはどのように携わりながら支援をしたというのですか、そういう点はございますか。

○委員長（越善 徹君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

環境に対しては、それぞれ学校で子供たちにいろんな総合学習を含めて行っております。委員質問の西部地区においては、川の生き物調査を実際には開発局も含めて現地の川にどういった生き物があるかという部分含めて、この間3年前から実施をしまして、今年も予

定をしております、大体3校ぐらいはそれぞれ参加しながら標茶の環境について学んでいるところでございます。

○委員長（越善 徹君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） そういったことで、教育関係、そしてまた農地に携わる人だけではなくて、いろんな方々含めて、ひとつ周辺環境づくりをやっているというのは、これからもぜひ支援をしていただきたいと思います。ただ、どうなのでしょう、これは全体的な事業ということで、北海道を例にとりますと水田や畑作、そして本町は草地が主でございますから、それに対する、いわゆる支援措置といいますか、単価的にはどのような基準額になっているのか。当時一般質問で聞いたときよりも、かなり金額低いなとは思っていたのですが、現状では例えば1,000平米当たりの単価ですとか、支援水準ですか、そういった面についてはどのような基準になっているかなと思います。

○委員長（越善 徹君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 基準金額についてお答えいたします。

農地・水・環境保全向上対策事業の単価につきましては、ヘクタール当たり2,000円というふうになってございます。

○委員（平川昌昭君） 水田とか、ほかのほうはわかりますか。全体、水田とか畑とか。

○農林課長（牛崎康人君） ただいま申し上げた2,000円というのは、標茶が対象になっている適用単価なのですけれども、ほかの農業形態の部分につきましては、ちょっと今手元に資料がございませんので、お答えできません。

○委員長（越善 徹君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 多分、資料等で国、道の単価設定というのは支援水準は公表されていると思うのです。お聞きしたかったのは、草地と、例えば畑地、畑ですか、そういったものの比較をする上でちょっとお聞きしたのですが、後ほどわかれば最新のやつ教えていただければと思います。というのは、若干草地に対する単価設定というのは、国、農水省とか、そういう単価設定しているのが低いとか、これからの動向見て、もう少しアップされるような動きというのをぜひ提言していただきたいと思いますので、その辺のつかまえ方は現状の単価の設定についての、基本的にどう受けとめているかなと。まず、それは比較論の話と同時に、今ヘクタール2,000円ですか、1,000平米当たり200円ですか、そういうことの事業の単価設定のアップについての、少し提言的にどんどん上に行くべきでないかなという話もあるのですが、その辺についてどのようにこれからの、いわゆる単価設定についての支援ですね、それについてどういう方向で考えているのかな。

○委員長（越善 徹君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

この対策の単価設定につきましては、先ほども申し上げたとおり、中山間の交付金と比べると非常に差があるということで、農業者の方々からも、実は単価が低いから取り組みづらというお話がありまして、その増額については場面をとらえてしていくという考え方を

持って対応してきておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

農地・水・環境保全事業については、ただいま課長のほうからお答えをしたとおりでございますけれども、私どもといたしましては、以前にもお答えをしたと思いますけれども、平成11年の7月に新農業基本法というのが制定をされまして、その後中山間地域直接支払制度という制度が、先ほど議員の指摘にありました制度がスタートして、現在次期に向けておおむね継続という形で方向性が決まっているようであります。この農地・水・環境保全事業と中山間地域直接支払制度のそれぞれの制度の目的というのは、基本的には同じなのですけれども、農地・水・環境保全事業のほうが幅が狭いわけですし、私どもとしてはこの中山間の直接支払制度のほうが地域としては非常に使い勝手がいいと。それから、受益農家さんからも非常に評価が高いわけで、なおかつ私どもが究極の目的にしております耕作放棄地をできるだけ増やさない中で環境を守りながら地域農業を守っていくという観点から申しますと、この中山間直接支払制度のほうが私どもとしてはやはり使い勝手がいいし、これからも主要な施策になるのではないのかと思っております、この施策の充実のほうを私どもとしては要望しているというのが実態でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 現実的に立ち上げて支援をしていくということが現実ございますし、また今私も冒頭申しましたように、中山間といっても本当にスケールの大きい、国の政策と同時に一大産業の大切な政策でもありますから、それはそれとしての中の、まさにこの保全対策というのはコンパクトな子供たち、また周辺の方が参加していく地域の地域づくり、これはこれでやっぱり支援体制というのは、若干ラップするところもあるのでしょうかけれども、やっぱりその支援をしていく。その意味では、ヘクタール2,000円というのはどの設定かなど。今後に向けてのやっぱり支援というのは、町長の政策としては考えていくべきでないかなど。今お答えは、中山間地のことは十分私も、同僚議員の中に会長さんがいらっしゃいますので、たびたびお聞きしておりますけれども、その辺についての、これ質問は最後にしますけれども、お答えを聞いて終わりにしたいと思います。

○委員長（越善 徹君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 基本的な考え方につきましては、先ほど申し上げましたように、中山間地域の、いわゆる農地資源を環境総体も含めてこれから維持していくための施策としては、私は中山間地域直接支払制度をより充実させていることのほうが重要だと思って、そういった方向で取り組んでおります。というのは、受益者にとりまして、これは事業量はあくまで農地何ヘクタールに対して単価幾らという形になってはおりますけれども、この農地・水・環境保全事業というのは、受益者だけでは実施できないわけでありまして、今委員がご指摘になりましたように、多くの問題があります。地域全体の取り組みとしてやらなければならないということと、やれることが非常に限られているということでございます、だからど

ちらもダブらない形で私は実施できるのが一番いいのかなというように思っておりますので、それと先ほど課長のほうから申し上げましたように、農地・水・環境保全事業に関して、これは本来でいうと町全体、流域全体で取り組むべきでないのかなということを私どもは道、国に対して申し上げてきました。結果としては、そのことは認められなかったということでございまして、私どもとしては限られた地域の皆さん方に受益者の農家の方たちを中心にそういった地域運動まで担っていただかなければいけないというのがこの事業でありますので、そこら辺についてはかなりの困難性があると。それが結果として南標茶地区以外のところで希望者が出なかったということでございまして、私どもとしては農家の方たちが真に何を望んでいるのかということが一番重要視しながら事業には進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員（平川昌昭君） 終わります。

○委員長（越善 徹君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） 討論ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案は、原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（越善 徹君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第41号は原案可決すべきものと決定されました。

◎閉会の宣告

○委員長（越善 徹君） 以上で議案第41号審査特別委員会の審査は終了いたしました。

これをもって議案第41号審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 1時27分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木 裕 美

年長委員 黒 沼 俊 幸

委員長 越 善 徹